

自主保安等について

1. 大規模災害時対応の現状等

大規模な地震が発生した際には、地震発生直後の初動対応による二次災害の防止対応と、被害が生じて供給停止を行ったエリアの早期の復旧対応が求められる。

都市ガス業界では、一般社団法人日本ガス協会が定める「地震・洪水等非常事態における救済措置要綱」に基づき、ガス事業者自らが早期に災害復旧対応が困難な場合に応援要請を行い、被災していないガス事業者からの応援隊を組織して、業界を挙げて復旧活動を行っている。

(参考1) 大規模災害時の主な業務の例

○初動対応

ガス漏れ対応を最優先とする非常時体制の構築、被害情報の収集と供給停止判断・措置、供給継続エリアの漏えい緊急対応、需要家からの問合せ対応、マイコンメーター復帰出動など

○復旧対応

緊急措置要綱に基づく応援、閉栓作業（復旧作業前の各戸のメーターガス栓の閉止）、本支管からガスメーターまでの被害箇所での修繕、復旧作業に必要な情報収集、開栓作業（灯内内管の健全性確認及び消費機器・給排気設備の健全性確認など）、需要家からの問合せ対応、臨時供給設備による需要家への早期供給再開など

(参考2) 新ガス小売事業者と新ガス導管事業者との連携が期待される初動及び復旧対応の例

○初動対応の観点からの例

- ・ガス供給状況、マイコンメーター復帰方法の問合せ等の需要家への対応
- ・ガス漏れやガス供給支障情報の提供
- ・需要家への対応等日頃の役割分担を越えた役割を担えるように備えることなど

○復旧対応の観点からの例

- ・被災エリアの復旧見通しの情報共有や開栓作業等の需要家への対応
- ・自社が小売りする需要家の被災エリアに応援復旧組織が設置されて対応する場合に、積極的に応援に参加し、日頃の役割分担を越えた役割を担えるよう備えること
- ・自社が小売りする需要家が被災エリアにない場合であっても、被災エリアに設置される応援復旧組織に積極的に参加し、日頃の役割分担を越えた役割を担えるよう備えることなど

※都市ガス事業者であっても、全ての事業者が応援復旧組織に参加しているわけではない。

2. 自主保安の現状

都市ガス業界では、ガス安全高度化計画の目標達成に向けて保安活動を展開している。これまでの取り組みによって、保安レベルは着実に改善されてきているものの、現状の安全高度化指標（2020年時点における死亡事故1件未満、人身事故20件未満）の達成状況（過去3年間平均(2011～2013年)の死亡事故1.3件、人身事故34.7件）は、「徐々に目標に近づきつつあるが指標と開きがある（第3回ガス安全小委員会（平成26年2月26日開催）」）となっている。

これまで国の都市ガス安全規制は、社会の動向やニーズを踏まえ安全水準の維持・向上という本来の政策目的の達成を前提としつつ、各主体の自己責任原則を重視し国の関与を必要最小限とした体系への転換を図ることで、それまでの事前規制中心から事後規制中心の体制へ徐々に移行させ、現在のガス事業者の自主保安活動が組み込まれた安全水準を維持するための好循環な仕組みが構築されてきた。

なお、現在ガス事業者が法令等に基づき行っている保安業務の項目又は法令外で行っている自主保安項目の例を、資料3に示す。

3. 新ガス導管事業者と新ガス小売事業者など事業者間の関係

保安の維持・向上を図るためには、新ガス導管事業者と新ガス小売事業者との保安業務における連携が不可欠である。第7回ガス安全小委員会（平成26年9月12日開催）で示されたように、新ガス導管事業者が責任を担うとされた緊急保安業務をはじめとする保安業務全体について、その実施のために各々の役割と責務を明確にした上で、新ガス導管事業者と新ガス小売事業者による緊密な連携・協力の仕組みの構築及びその適切な運用が必要である。

4. 論点

(1) 総論

- 自由化範囲の拡大に伴う制度の変更があったとしても、安全高度化目標^(*)の達成を目指し、保安の維持・向上が図られるべきではないか。また、ガスシステム改革によりガス事業者の類型が変わることを踏まえ、今後、ガス安全高度化計画の必要な修正（例えば第7回ガス安全小委員会（平成26年9月12日開催）において総括された三位一体から（国・新ガス導管事業者・新ガス小売事業者・需要家の）四位一体に変更するなど）を行うべきではないか。

(*)安全高度化目標：ガス安全高度化計画（ガス安全小委員会）において定めた理念目標。「2020年の死亡事故ゼロに向けて、国、ガス事業者、需要家及び関係事業者等が各々の果たすべき役割を着実に実行するとともに、環境変化を踏まえて迅速に対応することで、各々が協働して安全・安心な社会を実現する。」

(2) 大規模災害時対応

- 自由化範囲の拡大に伴う制度の変更があったとしても、引き続き現状と同等以上の対応により、二次災害を発生させない速やかで的確な初動の対応と早期の復旧が図られることが重要ではないか。

- 大規模災害の対応に関しては、各々の保安責任分担に応じた対応を行うことが基本であるが、被災エリア内の対応並びに被災エリア外への応援も含めて、新ガス導管事業者と新ガス小売事業者との協働により、両者とも日常の業務の役割の垣根を越えた柔軟な対応、各事業者が相互に連携できる仕組みが構築され、それらが機能するよう、災害対応力を高めていく必要があるのではないか。また、平時において両事業者が災害時における対応を予め検討するとともに、訓練等を通じて日頃から準備する必要があるのではないか。

なお、役割分担等の詳細は、過去の災害対策の実態等を踏まえて、両事業者間で協議することとしつつ、託送供給約款等により災害時の対応を担保することとしてはどうか。

(3) 自主保安

- 第7回ガス安全小委員会（平成26年9月12日開催）において、需要家資産のガス保安については、新しい事業類型の下では、新ガス導管事業者が緊急保安、内管漏えい調査及び内管工事の品質管理等を、新ガス小売事業者が周知・消費機器調査の法令上の保安責任を担うとする方向性が合意された。新しい制度においては、両事業者ともにそれぞれの保安責任の領域において安全高度化目標の達成を目指し、自主保安で行っている業務についても積極的かつ効率的に取り組むべきではないか。
- 新ガス導管事業者及び新ガス小売事業者が引き続き自主的に保安向上に向けて取組みを行う必要があり、これらを適切に実施することが可能となるよう、新ガス導管事業者にとっては託送供給約款等により費用回収が制度上可能となることが、また、新ガス小売事業者が自由料金の中で実施することとなる場合には、小売事業者による保安に対する取組のレベルアップを図ること（例えばベストプラクティス事例の横展開など）や需要家保安の取組を需要家に適切に理解してもらう仕組み（例えば保安表彰や個別の小売事業者の保安に係る取組の実態調査等による保安の見える化を図ることなど）を構築することが重要ではないか。
- 新ガス導管事業者及び新ガス小売事業者の自主保安に関する取組状況、ガス事故の発生状況、大規模災害発生時の対応準備状況及びガス安全高度化目標の達成状況等を踏まえ、保安の維持・向上の観点から、新たに対策が特に必要なものや自主保安のうち競争環境下においても確実に実施されることが必要と考えられるものについては、例えば省令化などにより、確実に実施されるような措置を今後検討すべきではないか。
- 新ガス小売事業者が行うべき保安責任の領域において、自ら積極的に保安の維持・向上を図られるよう、次のような仕組みを構築する必要があるのではないか。
 - ・ 周知・消費機器調査を適確に遂行できることを登録時に確認すること
 - ・ 国による報告徴収、立入検査等を通じた事後規制の整備
 - ・ 緊急保安を伴う新ガス導管事業者との連携を踏まえた消費段階に係る事故の報告、再発防止策検討・徹底 等

(4) 新ガス導管事業者と新ガス小売事業者など事業者間の関係

- 新しい制度の下では、新ガス導管事業者と新ガス小売事業者との関係において、保安の維持・向上のため、託送供給約款等により、緊急保安に必要な需要家の情報提供又は緊急保安を実施した需要家に関する情報提供等を含め、その責務を明確にし、両事業者間の協力を確保するための措置を講ずるべきではないか。
- 新ガス小売事業者の切り替えにより、契約が開始される際には、新たに契約する新ガス小売事業者が周知・消費機器調査の法令上の保安責任を担うこととなるが、供給開始時に消費機器調査などを実施する際に、従前の調査結果など当該利用者に関する情報を入手できた場合には、その情報を活用することができることとしてはどうか。

なお、切り替えに際し、新たに契約する新ガス小売事業者が、切り替え前の新ガス小売事業者に対し従前の消費機器の調査結果など当該利用者に関する情報を求めた場合には、切り替え前の新ガス小売事業者は、新たに契約する新ガス小売事業者に対して当該情報を提供するよう努めるべきではないか。

以上